

令和8年第2回稲沢市農業委員会総会会議録

令和8年2月26日 稲沢市産業会館 大会議室

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	大崎 和生	2番	服部 猛
3番	平手 秀夫	4番	櫻井 吉美
5番	丹下 和行	6番	永井 八千代
7番	加島 由隆	8番	家田 里美
9番	大谷 典央	10番	春田 美智代
11番	澤田 彰俊	12番	近藤 昌弥
13番	後藤 恵美	14番	石田 豊
15番	堀田 泰樹	16番	伊藤 英樹
17番	伊藤 弥寿夫	18番	三井 啓司
19番	関戸 梓		

欠席委員

--	--	--	--

【事務局】出席者

局長	長崎 倫典	主幹	川口 善徳
主事	大崎 菜々子		川崎 良介

【農務課】出席者

主幹	廣瀬 信博		
----	-------	--	--

【事務局】

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

総会の開会前に委員の皆様にご報告させていただきます。1月の総会において、加島委員よりご指摘がありました農用地利用集積等促進計画案の議案において、申請各筆の地目と総括表が整合していない件について、事務局で検討いたしました結果、農用地利用集積等促進計画案に関する議案は、現況地目に統一して記載することといたしますので、ご承知おき頂きたいと思っております。

なお、この後の会議については着座にて進めさせていただきたいと考えておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

それでは只今から、令和 8 年第 2 回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日の欠席委員はございません。

なお、総会の議長につきましては、農業委員会等に関する法律第 5 条第 3 項の規定により「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、大崎会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

【会長】

皆さん、こんにちは。大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。まもなく 3 月ということで、春を思わせる暖かい日がある一方で、まだ寒い日もありますので、体調管理には十分に気を付けていただきたいと思います。

それではただいまから、令和 8 年第 2 回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 19 名であり、会議の成立を認めます。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。

これより日程に入ります。

日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において 3 番平手 秀夫委員及び 4 番櫻井 吉美委員を指名いたします。

次に日程第 2 議案第 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 2 ページをお願いいたします。

議案第 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求めます。本日付け提出 会長名でございます。

所有権移転の案件から説明いたします。3 ページをお願いいたします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地に隣接する農地を所有しており、効率的に耕作できるため、申請地を取得するものです。

受人は現在 3,626 m²の農地を耕作しており、個人で 90 日、世帯で 380 日農業に従事しています。

番号 2 番 申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人は渡人の孫です。

受人は祖父から申請地を譲り受け継承し、引き続き耕作するものです。

受人は現在 433 m²の農地を耕作しており、個人で年間 150 日農業に従事しています。

番号 3 番 申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

現況は全て畑となっております。

申請地は東西に細長い筆で、申請地至近に自己所有農地がある受人にまとめて所有権移転するものです。

受人は現在 4,379 m²の農地を耕作しており、個人で年間 250 日、世帯で 700 日農業に従事しています。

番号 4 番 申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人は申請地に隣接する農地を所有しており、効率的に耕作できるため、申請地を取得するものです。

受人は現在 3,787 m²の農地を耕作しており、個人で年間 150 日、世帯で 550 日農業に従事しています。

番号 5 番 申請地 地目 面積 を朗読。

贈与での所有権移転です。

受人は以前から申請地を借りて耕作しており、今回改めて申請地を譲り受け、引き続き耕作するものです。

受人は現在 5,543 m²の農地を耕作しており、個人で年間 150 日、世帯で 220 日農業に従事しています。

番号 6 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は以前から申請地を借りて耕作しており、今回改めて申請地を取得し、引き続き耕作するものです。

受人において、議決権を持つ農業関係者は 4 名であり、年間を通じて農業に従事しております。農地所有適格法人の要件を満たしており、法人として農地を所有するものです。

番号 7 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

1 筆についてはについて、登記地目は田ですが、現況は畑となっております

受人はベトナム国籍の中長期在留者で、在留資格は経営・管理、中古車販売業を営んでいます。

植木の販売を開始するにあたり、植木を植栽するため、申請地を取得するものです。

1,214 m²の農地で榎を栽培、個人で 100 日、世帯で 160 日農業に従事する計画となっております。

農地法では受人の国籍によって区別してはいませんが、在留資格については安定した営農を継続できるかに影響してきます。本申請につきましては、受人が農地を全部効率利用できることを判断するための資料の提示・聞き取りを行った上で、農地法第 3 条第 2 項・各号に該当しないため、許可要件を満たしていると判断しました。

番号 8 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

登記地目は田ですが現況は畑となっております。

受人は、市外在住ですが、市内に経営する会社の事業所があり、通作には問題ありません。新規で営農開始するため、申請地を取得するものです。

525 m²の農地でみかんを栽培、個人で年間 150 日農業に従事する計画となっております。

番号 9 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は、申請地までの通作経路付近に自己所有農地があり、規模拡大のため、申請地を取得するものです。

受人は現在 4,737 m²の農地を耕作しており、個人で年間 200 日、世帯で 430 日農業に従事しております。

6 ページをお願いいたします。

ここからは、権利設定の案件になります。

今回の権利設定につきましては、この後の日程第 4 農地法第 5 条の規定による許可申請 14 ページ、番号 7 番に係るものであるため、番号 10 番と番号 12 番を併せて説明します。

番号 10 番 番号 12 番 申請地 地目 面積 を朗読。

令和 8 年 4 月 1 日から 10 年間の区分地上権の設定です。

申請地において、営農を継続しながら太陽光発電を行うため、農地の上部空間について区分地上権を設定するものです。営農型太陽光発電設備の設置者と営農者が異なる場合は、農地法 3 条の区分地上権の設定が必要です。

区分地上権設定の場合には、農地法第 3 条第 2 項のただし書きにより、お手元に配布してあります、意見書に記載されている農地法第 3 条第 2 項の各号は問われないこととされています。

令和 8 年 4 月 1 日から 10 年間の使用貸借権の設定です。

受人は番号 10 番の受人が代表取締役を務める法人であり、太陽光パネル下 575 m²の農地でラズベリーを栽培することとなります。

なお農地所有適格法人以外の法人のため、農地を適切に管理していないと認められるときには、契約を解除する解除条件付きの使用貸借権契約を行っております。

番号 11 番 申請地 地目 面積 を朗読。

令和 8 年 2 月 26 日、本日から 20 年間の使用貸借権の設定です。

1,357 m²の農地でいちごを栽培するため、申請地を新規貸借するものです。

なお、賃借人は、農地所有適格法人以外の法人のため、農地を適切に管理していないと認められるときには、契約を解除する解除条件付きの使用貸借権契約を行っております。

8 ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計 12 件、移動の土地は、田 17 筆 6,042 m²、畑 13 筆 3,686 m²、合計 30 筆 9,728 m²です。

以上 12 件のうち、番号 1 番から 9 番につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第 3 条第 2 項・3 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

また、番号 10 番につきましては、先程説明しましたように、農地法第 3 条第 2 項のただし書きにより、農地法第 3 条第 2 項の各号は問われないこととされています。

なお、番号 11 番から番号 12 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項第 2 号に該当する、農地所有適格法人ではない一般の法人ですが、契約は解除条件付きの使用貸借権設定となっており、農地法第 3 条第 3 項各号について、いずれも要件を満たしていることから、こちらにつきましても、許可要件を満たしております。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

【2 番 服部委員】

区分地上権について詳細説明をお願いします。

また、ラズベリーを栽培するということだが、太陽光パネル下でよく育つとは思えない。営農についての条件等はあるのか。

【事務局】

区分地上権とは上空の一定範囲を他人が利用できる権利です。農地ですと今回のような営農型太陽光発電の他、送電線等があげられます。

今回の案件では、営農する法人と太陽光パネル事業を行う者の名義が異なるため区分地上権を設定いたします。

ラズベリーの栽培に関しては日光をあまり必要とせず、樹木の高さも 1.5m 程度にとどめることからパネルの下で栽培が可能と聞いております。

【9 番 大谷委員】

営農型というと営農で収益が見込めないといけないと思うが、営農計画等はどうなっているか。

また、経験からこの地域でラズベリーを栽培すると虫の被害が大きく結実しづらいと思うが、そのあたり営農者の考えはあるのか。

【事務局】

営農計画は 5 条の一時転用の添付書類として、営農計画や収支に関する見込みが記載されており、年に一回、営農の状況やその 1 年の営農での収支を報告することが決められています。報告において収益があげられなかったり、適切に営農が行われていなかったりする場合には是正指導を行います。

ラズベリーに関して、営農者への聞き取りでは、加工して 6 次産業としても収益を上げていくと聞いております。

【14 番 石田委員】

7 番の案件で、ベトナム国籍の方が農地を取得するということだが問題ないのか。

【事務局】

受人は経営管理という在留資格を持っており、外国籍でも日本人と同等の扱いを受けられます。

農地法上、外国籍だからという理由で農地が取得できない等の弊害があるわけではないです。

担当が聞き取りを行ったところ、県外で研修をされ、槇の栽培を行っていくということで、研修先にも問い合わせたところ事実確認は取れています。

【会長】

質疑が尽きたようですので、これより採決いたします。

なお、番号 10 番の区分地上権設定の許可については、後ほどご審議いただきます議案第 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の内、番号 7 番の一時転用に係る許可申請に対し、県知事より許可書が交付された場合に限り、同時に許可することとなっております。

議案第 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程 3 議案第 6 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

9 ページをお願いします。

議案第 6 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

10 ページをお願いします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは、資材置場を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

11 ページの総括表をご覧ください。

4 条の申請件数は、1 件 転用の土地 田 1 筆 367 m² 合計 1 筆 367 m²です。

以上 4 条申請 1 件につきましては、立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 6 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 4 議案第 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

12 ページをお願いします。

議案第 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

先に所有権移転案件から説明させていただきます。13 ページをお願いします。

番号 1 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、太陽光パネルを設置します。農地区分は第 2 種農地です。

番号 2 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、農家住宅を設置します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 3 番 申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転です。こちらは、資材置場を設置します。農地区分は第 2 種農地です。

続きまして、14 ページをお願いします。ここからは権利設定の案件になります。

番号 4 番 申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定です。こちらは、駐車場を設置します。農地区分は第 3 種農地で、宅地等 1, 212. 05 m²と一体利用する計画です。

番号 5 番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定です。こちらは、分家住宅を設置します。農地区分は第 3 種農地です。

番号 6 番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定です。こちらは、分家住宅に係る進入路を設置します。農地区分は第 1 種農地ですが集落に接続しているため許可要件を満たしております。また、宅地 407.01 m²と一体利用する計画です。

番号 7 番 申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定です。こちらは先ほど農地法 3 条の議案としてご審議いただきました営農型太陽光発電に関連するもので、営農を継続しつつ一部に支柱を設置するため、申請地を一時的に転用する計画となっております。

一時転用期間は令和 8 年 4 月 1 日～令和 18 年 3 月 31 日までです。

農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するために行うものであり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないため、許可要件を満たしております。

15 ページの総括表をご覧ください。

5 条の申請件数は、7 件 転用の土地 田 3 筆 2,079 m² 畑 4 筆 1,026.306 m² 合計 7 筆 3,105.306 m²です。

以上 5 条申請 7 件につきましては、立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですのでこれより採決いたします。

議案第 7 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 5 議案第 8 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案(一括設定)に対する意見聴取について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 16 ページをお願いいたします。

議案第 8 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利

用集積等促進計画案 に対する意見聴取について」

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案（一括設定）を次のとおり受理したので、同条第 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

17 ページをお願いします。

こちらは、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権設定する農用地利用集積等促進計画案になります。

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の設定は 18 筆、使用貸借権の設定は 1 筆です。

賃借期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 17 年 12 月 31 日までが 1 筆、令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 12 月 31 日までが 18 筆です。

19 ページ総括表をお願いします。

田 6 筆 畑 13 筆 合計 8,833 m² になります。

これら利用集積の案件については、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですのでこれより採決いたします。

なお、議事参与の制限により、石田 豊委員は、採決に加わることはできませんので、よろしくをお願いします。

議案第 8 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案(一括設定)」は、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 6 議案第 9 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案（受け手の変更）に対する意見聴取について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 20 ページをお願いいたします。

議案第 9 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による、農用地利用集積等促進計画案（受け手の変更）に対する意見聴取について」

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案（受け手の変更）を次のとおり受理したので、同法第 19 条第 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

21 ページをお願いします。

こちらの案件につきましては、既に利用権設定された農地について、受け手を変更する計画案となります。

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の設定が 106 筆、使用貸借権の設定は 2 筆です。

貸借期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日までが 18 筆、令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までが 53 筆、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 12 月 31 日までが 2 筆、令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日までが 17 筆、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 12 月 31 日までが 8 筆、令和 8 年 4 月 1 日から令和 14 年 12 月 31 日までが 3 筆、令和 8 年 4 月 1 日から令和 15 年 12 月 31 日までが 6 筆、令和 8 年 4 月 1 日から令和 16 年 12 月 31 日までが 1 筆です。

29 ページ総括表をお願いいたします。

合計 田 108 筆 82,592 m²になります。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

なお、議事参与の制限により、春田 美智代委員、近藤 昌弥 委員は、採決に加わることはできませんので、よろしく申し上げます。

議案第 9 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案（受け手の変更）に対する意見聴取について」、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 7 報告第 4 号「現況証明願の報告について」から日程第 10 報告第 7 号「農地法第 5 条の規定による許可の取消しの報告について」まで、一括して事務局から説明を求めます。

【事務局】

それでは 30 ページをお願いします。

報告第 4 号「現況証明願の報告について」

現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名です。

31 ページをお願いします。

番号 1 番 申請地 地目 面積を朗読。

昭和 47 年より住宅敷地として利用しておりました。

つづきまして、32 ページをお願いします。

報告第 5 号「農地法第 5 条の規定による届出の報告について」

農地法第 5 条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 5 の (6) のアの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名です。

33 ページをお願いします。

番号 1 番 申請地 地目 面積を朗読。

こちらは、駐車場設置による転用です。

34 ページ総括表をご覧ください。

申請件数は 1 件 畑 1 筆 556 m²

合計 1 筆 555.6 m²です。

つづきまして、35 ページをお願いいたします。

報告第 6 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について」

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知があったので報告する。

本日付け提出、会長名です。

36 ページをお願いします。

番号 1 番 申請地 地目 面積を朗読。

自作のため、賃借権を解除します。

番号2番 申請地 地目 面積を朗読。

自作のため、賃借権を解除します。

番号3番 申請地 地目 面積を朗読。

自作のため、賃借権を解除します。

37 ページの総括表をお願いします。

申請件数3件 田4筆 1,610㎡ 合計4筆 1,610㎡です。

38 ページをお願いします。

報告第7号「農地法第5条の規定による許可の取消の報告について」

農地法第5条の規定による許可の取消願が提出されたので報告する。本日付け提出、会長名です。

39 ページをお願いします。

番号1番 申請地 地目 面積を朗読。

こちらは、申請者からの申出により、事業計画取り止めのため許可を取消するものです。

40 ページ総括表をご覧ください。

申請件数1件 畑 1筆 611㎡ 合計1筆 611㎡です。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

質疑もないようですので、これで報告を終わります。

以上で本日の日程は、終了いたしました。

長時間、御審議いただきありがとうございます。

その他委員の皆様から何かございますか。

これもちまして、令和8年第2回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

午後2時45分閉会

令和 年 月 日

会長

大崎 和生

令和 8 年第 2 回稲沢市農業委員会総会会議録

令和 8 年 2 月 26 日 稲沢市産業会館 大会議室

3 番委員

平手 秀夫

4 番委員

櫻井 吉美